

文 教 委 員 会 資 料

令和 7 年第 4 回定例会提出予定議案の説明

議案第 1 7 7 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

資 料 新旧対照表

令和 7 年 1 1 月 2 1 日
教 育 委 員 会 事 務 局

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 別表第 2 （第 2 条～第 5 条関係） 教育委員会の附属機関					○川崎市附属機関設置条例 平成27年 3 月23日 条例第 1 号 別表第 2 （第 2 条～第 5 条関係） 教育委員会の附属機関				
附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期	附属機関	所掌事務	委員 の定 数	委員の構成	委員 の任 期
川崎市教育 委員会事務 局民間活用 事業者選定 評価委員会	教育委員会が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2 年	川崎市教育 委員会事務 局民間活用 事業者選定 評価委員会	教育委員会が所管する事務 における民間事業者の活力 を活用した手法の導入の適 否並びに民間活用に係る民 間事業者の選定及び評価に 関して調査審議すること。	10人 以内	学識経験者	2 年
川崎市教科 用図書選定 審議会	市立学校において使用する 教科用図書の選定に関して 調査審議すること。	20人 以内	(1)学識経験者 (2)学校教育の 関係者 (3)市職員	1 年	川崎市教科 用図書選定 審議会	市立学校において使用する 教科用図書の選定に関して 調査審議すること。	20人 以内	(1)学識経験者 (2)学校教育の 関係者 (3)市職員	1 年
川崎市学校 事故等詳細 調査委員会	市立学校の児童生徒等に係 る事故、事件等であって、 詳細な調査が必要なものと 及び当該事故、事件等の再発 防止のための取組その他必 要な事項に関して調査審議 すること。	5 人 以内	(1)学識経験者 (2)医師	2 年	新設				
川崎市橘樹 官衙遺跡群 調査整備委 員会	橘樹官衙遺跡群の調査並び に保存、整備及び管理に関 する事項に関して調査審議 すること。	10人 以内	学識経験者	2 年	川崎市橘樹 官衙遺跡群 調査整備委 員会	橘樹官衙遺跡群の調査並び に保存、整備及び管理に関 する事項に関して調査審議 すること。	10人 以内	学識経験者	2 年